

ボラパトだより

いちかわボランティアパトロール

第 16 号

平成30年12月18日発行

発行：市川市 市民部 市民安全課
〒272-8501 市川市八幡1丁目1番1号
TEL 047-334-1129
FAX 047-336-8073

「ボランティアパトロール」とは、ジョギング、犬の散歩や買い物など、ちょっとした外出の際に、オレンジ色の帽子を身につけて、パトロール活動も兼ねてもらって犯罪を抑止していくものです。

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(わ)288 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年10月18日

法務省管轄支局 国民訴訟通達センター
東京都千代田区霞が関3丁目1番7号
取り下げ等のお問合せ窓口 03-6912-9415
受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

最近、「法務省管轄支局 国民訴訟お客様管理センター」というところから、身に覚えのない「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」というはがきを送られてきたという相談が多く寄せられています。これは、今もの凄い勢いで広がっている「特殊詐欺」の手口です。うっかり指定の番号に電話をかけると、高額なお金を振り込ませようと、だましてきます。このようなハガキが届いたら、慌てずに無視をしてください！
① 慌てずに無視をしてください！
② すぐに警察または消費生活センターに相談をしてください！

偽りの「裁判所」を語るはがきに注意！
『消費料金訴訟最終告知』は詐欺！

電話de詐欺被害 非常事態宣言発令！！

市川市内の電話de詐欺の被害
千葉県内ワースト3位！！
被害額 約1億1千万円超え！！

平成30年12月18日、市川市、市川警察署及び行徳警察署が、高齢者の方への集中的な啓発をはじめ、被害根絶に向けて関係機関・団体との連携を一層強化するため、電話de詐欺被害非常事態を宣言しました。

近所の方への挨拶などの際には、あわせて注意喚起をお願いします。

いちかわ市民防犯講演会を開催！
今年は昭和学院演劇部による
「電話de詐欺寸劇」を公演します！

昭和学院演劇部に在籍する中学生から高校生の部員による「電話de詐欺にあわないために」をテーマに、電話de詐欺の手口や対策を演劇によって紹介します。

【内容紹介】

この体験談は…今回被害者となるおばあちゃんに、孫を名乗る者から一本の電話がかかってくる。果たしておばあちゃんはどうして騙されてしまうのか…。あなただったらどうしますか？

『いちかわボランティアパトロール』

実施要領

1 活動目的

・住民自らがボランティアとしてパトロールを実施することにより、地域の犯罪に対する抑止力を高めるとともに、自主防犯意識の向上や良好な地域コミュニケーションの醸成を図ることで、地域を犯罪のない安心なまちにすることを目的とする。

2 登録要件

- ・市内在住もしくは在勤・在学の18歳以上の方
- ・週1回以上活動できる方
- ・活動の目的に賛同いただける方

3 貸与物品

- ・パトロール用帽子
- ・登録番号札（ワッペン）

4 活動内容

- ・登録者は市内での日常のジョギングや犬の散歩などちょっとした外出や通勤通学などの際、パトロール用帽子及び登録番号札を着用して、地域のパトロールを兼ねる。
- ・パトロール中は裏面の注意事項を遵守する。
- ・市が開催する防犯講習会などに積極的に参加する。
- ・年1回活動報告を行う。（報告は市から送付されるアンケートをもって行う。）

5 市の役割

- ・登録申込書を受理し登録者名簿を作成する。
- ・規定の物品を貸与する。
- ・防犯に関する講習会を開催する。
- ・防犯に関する情報を郵送する。
- ・活動に関するアンケート及び活動継続の意思を確認する。
- ・活動に対する傷害保険に加入する。
- ・3年以上継続して積極的にボランティアパトロール活動を実施した者で、その活動内容により、市の防犯活動に貢献した個人に対し感謝状を授与する。

6 免責

- ・パトロールは自己責任において行うものとし、市はその責任を負わない。
但し、活動中に万が一事故があった場合は市が加入する保険を適用する。

7 脱退要件

- ・脱退の意思表示をした場合
- ・登録要件を喪失した場合
- ・不法行為などがあった場合
- ・パトロール6か条を守らない場合

8 事務局

- ・市川市 市民部 市民安全課 TEL047-334-1129（直通）

※ 必ずよく読んで活動してください。

《 注 意 事 項 》

- ・登録事項などに変更が生じた場合は、すみやかに届出してください。
- ・活動を脱退される場合、貸与物品（パトロール用帽子及び登録番号札）は返却をお願いします。
- ・パトロール中に発生した事故については、必ず事務局（市民部 市民安全課）に連絡してください。

【 パトロール6か条 】

- ① 活動の際は必ず帽子等を着用してください。なお、帽子等は他人に貸さないでください。
蛍光色の帽子等は着用者に対する視認性を高め、パトロールの実施を周知して犯罪を抑止するとともに、事故等の危険防止にも効果的です。
- ② 地域の方とあいさつを交わすように心掛けてください。
パトロールの中で住民相互のあいさつ・声かけを実践することにより防犯効果が高まるとともに、良好な地域コミュニケーションの醸成が図れます。
- ③ 危険な行為は絶対に行わないでください。
このボランティアパトロールは、パトロールする姿を見せて犯罪を抑止することを目的としています。自らの安全を第一に考えて無理をせず、事故や犯罪にまき込まれないよう十分注意してください。
- ④ 犯罪などを目撃したときは、直ちに警察に通報してください。
パトロール中に次のようなことを目撃・発見した場合は110番で連絡します。
 - ・ 犯罪や事故
 - ・ 犯罪者として追跡されている者や行動、持ち物などの状況から犯罪者と思われる者
 - ・ 泥酔者、行き倒れ、家出人、迷子、痴呆による徘徊者など、保護を必要とする者
 - ・ その他の犯罪や事故に関係があると思われること e t c . . .
- ⑤ 他人の人権や財産を侵害する行為はしないでください。
パトロールは住民による自主的な活動であり、警察官のように特別な権限が与えられている訳ではありません。個人のプライバシーなど、他人の人権や財産を侵害しないよう十分に配慮してください。
- ⑥ 特定の活動を行う際は、ボランティアパトロールはしないでください。
 - ・ 帽子を着用して営業活動等を行うこと
 - ・ 帽子を着用して市が依頼した以外のチラシ配布や広報活動等を行うこと e t c . . .